

紫波 ネット

SHIWA NET

発行／岩手県紫波町 編集／企画課

目次 CONTENTS

今号のトピックス

10月1日スタート

情報公開・個人情報保護制度...2

より開かれた町政を目指して

農業委員会だより 6

町職員の給与公表 9

産直発・旬を味わう

スーパーで売られているものとはまったく違う 地物・切り干しダイコンのキムチ

暖かい冬といっても野菜の季節はまだまだ先。こんな時には加工品を上手に使いたいもの。今回は遠山の吉田正子さん（右写真）に地元で作った切り干しダイコンで簡単なキムチ味のおそうざいを紹介してもらいました。



「我が町を知る」「我が近隣を知る」「我が将来を知る」ための総合広報

今の時季によく作られるのが切り干しダイコン。しかも今回使用したのは「紫波のかっちゃんふれあい市」でも販売されている地元産のもの。市販のものよりずっと太く、かめば「パリパリ」とダイコンの持ち味が活かされています。今回のニラとの簡単キムチは、素材の良さが生きたおかずにも酒の肴にもいい一品です。

- ① 切り干しダイコンは水で戻しておきます。
- ② ニラを2～3cmに切って熱湯を回しかけます。
- ③ 戻しておいた切り干しダイコンと湯ざらししたニラを水の中でよく混ぜ合わせます。
- ④ 水を絞って切り、キムチの素を混ぜればできあがりです。

切り干しダイコンのキムチ ※切り干しダイコン 100g
／ニラ 1束／キムチの素大さじ 2.5

2000
No.545 2

10月1日スタート
**情報公開・個人
情報保護制度**

より開かれた町政を目指して

昨年12月に、紫波町情報公開条例と紫波町個人情報保護条例が制定され、10月1日からはじまります。

今回は、この情報公開制度と個人情報保護制度のあらましをお知らせいたします。



**わが町・わが暮らしのため
町の情報を積極的に活用**

町には地域の政策や予算を考えるうえで、必要な情報が集約されています。

情報公開の目的は、だれもが同じように町のサービスを受けることができるようにすること。町政の公平性と透明性に向けて住民が声をあげていくことは、地域が活性化していくことにほかなりません。「知る権利」を活用し、情報をもとに、住みやすい町をつくりあげていきます。

**皆さんを守るための
個人情報保護制度**

また情報化社会が進んで、生活に便利さと豊かさをもたらしてきましたが、一方では、個人に関する情報が収集・蓄積され、本人の知らないところで利用されるといふ、プライバシーを侵害する問題が起きています。

個人情報の収集や利用は、個人情報の取扱いを正しく行わなかつたりすると、個人に多大な損害を与えるなど、権利利益を侵害するおそれがあります。

このため、町が行う個人情報の取扱いについて必要なルールを定め、町の持っている個人情報の中の自分に関する情報を見たり、正したりする権利などを保障したもので、町民の皆さんの個人情報（プライバシー）を保護し、基本的な人権の擁護と、公正で民主的な町政の推進に役立てることが目的です。

**皆さんの意見を反映させ
よりよい条例づくり推進**

情報公開条例を制定するにあたり、町では次のよ



昨年12月7日最終提言をまとめた行政改革推進委員会

うな取り組みを行ってきました。

まず、平成九年度に町の職員で構成する検討委員会を設置し、制度の基礎的な研究、大綱、条例素案の作成検討。その間、町議会の政務調査会にも大綱や、条例の素案を提示し、議会とともに開かれた町政、透明性の向上のために検討を重ねてきました。

次に、町民の皆さんのご意見を制度に反映させるため、町民の代表者で組織する行政改革推進委員と、弁護士、学者、マスコミ関係者の学識経験者を加えた十四人で、昨年十月から十二月までに五回にわたり検討を重ね、ご意見をいただきました。そして条例素案を修正し、議会で可決されました。

行政改革推進委員会の皆さん

- 会長 中村 良三さん【JA岩手中央農協副組合長】
 副会長 巻藤 清吉さん【町商工会副会長】
 委員 熊谷 利昭さん【町商工会青年部長】
 佐藤 宏邦さん【(株)IBC報道制作局アナウンサー主任】
 武田 真弓さん【公募委員】
 新里 光子さん【民生委員】
 長谷川利夫さん【行政区長連絡協議会副会長】
 深 澤 剛さん【(株)深澤自工代表取締役】
 藤尾 東泉さん【町認定農業者連絡協議会会長】
 細川 博明さん【人権擁護委員】
 村 谷 伸さん【町婦人教育連絡協議会会長】

情報公開・個人情報保護制度検討の学識経験者

- 東根千万億さん【(株)岩手日報社編集局報道第二部長】
 天野 巡一さん【県立大学教授】
 石 川 哲さん【弁護士】

行政改革推進委員会 中村良三会長から

情報公開制度は、町民の皆さんの町政への参加をより一層高めるものと期待をしています。そのために、町政の情報は共有財産として、できるだけ公開を進め、町と町民の皆さんがともに住み良い町づくりを進めるために、役立てていただきたいと思います。

Q 個人のプライバシーはきちんと守られるのか気になりますが？

A 町では、さまざまな個人情報を取り扱っていますが、個人のプライバシーを守るため「個人情報保護制度」を設けました。この制度により個人の情報は適切に管理・保護されますので、ご安心ください。

Q 自分自身の情報について、どんなことが請求できるのでしょうか？

A まず、自分自身の情報の開示を請求できます。そして、その開示された情報に誤りがあるときや、個人情報の取り扱い基準の制限を越えているときには、訂正や削除などの請求ができます。

Q 町にはどんな個人情報があるのですか？

A 10月1日以降、町でどのような種類の個人情報を取り扱っているかは、個人情報事務取扱登録簿によって知ることができます。登録簿はだれでも閲覧することができます。

個人情報保護制度Q&A

情報公開・個人情報保護制度について 行政改革推進委員会からの提言

◆**効率的な情報提供の充実** 部門間の情報の共有、多様な機会・手段による情報提供の充実を。また住民活動で活用されるように、提供の充実を図る。

◆**原則公開の確立** 非開示とするものは最小限の範囲に。運用の際は安易な拡大解釈がされないよう配慮する。また、第三者の情報については、第三者の権利利益を保護するようにするなど、公開手続の適正化を図る。

◆**個人情報 を最大限保護** プライバシーを中心とする個人の権利利益を最大限保護するため、情報管理体制の整備を行う。

◆**利用者の利便の向上** 各実施機関をまとめた窓口の設置、情報を特定するための資料の提示、決定の迅速化などの充実を図る。

◆**公平で迅速な救済制度の確立** 不服申立てに対して、民主的コントロールと公平性を確保するよう、審査会の機能を充実させること。

◆**審議会の会議公開の推進** 設置された審議会の公開を図ることにより、住民の知る権利の尊重と町政への住民参加が期待できる。また会議録の調製を義務付け、その情報は広く公開する。

Q 今まで町が配布していたパンフレットや資料なども、10月からは情報公開の手続が必要ですか？

A 必要ありません。町が公表することを目的に作成したパンフレットや資料などは、今までどおり配布します。

Q 住民基本台帳や選挙人名簿の閲覧も、10月から情報公開の手続が必要なのですか？

A 必要ありません。法律や条例など、他の制度で閲覧の手続きが定められているものは、今までどおりの手続で閲覧できます。

Q 保育所の入所申込書など町に提出する書類には、他人に知られたくない内容を書くことがあります。それらも公開されるのですか？

A 公開することはありません。情報公開制度では、町が持っている情報は原則公開となっていますが、ご質問のように個人のプライバシーが侵害されるような情報については公開しないことになっています。

Q 自分の個人情報を情報公開制度でも請求できるのですか？

A できません。情報公開制度では、個人情報はだれのものでも非公開です。自分の情報は個人情報保護制度で請求することになります。

情報公開制度Q&A

情報公開制度

請求者の条件、請求できる項目

情報公開の請求は、だれでもできます。

条例の対象となる機関(実施機関)は次のとおりです。町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、町のすべての機関。

そのほか、町が2分の1以上の出資をしている第3セクターや法人についても、経営状況を説明するなどの公開に努めるよう定めています。

個人情報保護制度

請求者の条件、請求時の持参品

町の持っている情報の中に自分に関する情報がある人は、だれでも請求できます。

請求する場合は、運転免許証やパスポートなど、本人であることを証明する書類が必要となります。

請求したい人



請求者

窓口(案内・相談)

来庁

公開
窓口

実施機関
(主管課)

実施機関

情報公開制度

請求できる情報と請求申請

平成12年10月1日以後に職務上作成、または取得した文書、図画、フィルム、電磁的記録(電子情報)で、職員が組織的に用いて管理しているものが対象となります。(個人のメモ、下書きは除く)

また平成12年10月1日以前に作成、または取得した10年以上の保存になっている町政情報も対象となります。そのほか十年未満の町政情報も、条例の趣旨に沿ってできるだけ公開に努めるようにします。

請求方法は所定の用紙に、必要事項を記入して提出していただきます。また郵便やFAXでも請求することができます。

個人情報保護制度

請求できる情報

◆開示請求 町が持っている自分の情報の開示を請求することができます。

◆訂正、削除の請求 自分の情報に事実に関する誤りがある場合は、訂正を請求することができます。また、自分の情報が条例に違反して収集されている場合は、その削除を請求することができます。

◆目的外利用などの中止請求 自分の情報が条例に違反して、目的外の利用・提供がされている場合には、その利用・提供の中止などを請求することができます。

個人情報
を適正に
扱うための
ルールとは

●適正管理 個人情報は、正確で最新のものとします。漏えい、改ざん、滅失、き損などがないように管理し、不要になった情報は、速やかに廃棄が消去します。情報の保管は、個人情報保護管理責任者を定め、管理します。

●収集の制限 町が個人情報を収集するときは、収集の目的

を明らかにし、必要な範囲で、原則として本人から収集します。また、思想、信条、宗教など、その取扱いに注意を要する情報は、原則として収集しません。

●個人情報取扱事務の登録 個人情報を取扱う場合は、原則として事前に目的、内容、責任者などを明らかにして登録しなけれ

ばなりません。町がどんな個人情報を取り扱っているか、登録された個人情報取扱事務登録簿を自由に閲覧できます。

●利用・提供の制限 目的の範囲を超えて、個人情報を内部で利用したり、外部に提供したりすることは原則としてありません。

●通信回路による結合(オンラ

インによる結合) 個人情報を取り扱う場合に、町以外のコンピュータと回線で結合するときは、法律で認められている場合や、個人の権利利益の侵害などが無い場合認められ、事前に運営審議会の意見を聴いたものでなければ結合ができないこととなります。

情報公開・個人情報保護制度

こうすれば利用できる!

情報公開制度

公開の決定と方法、費用

公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかどうかを決定し、文書でお知らせします。

ただし諸事情により期間内に決定できないときは、公開請求があった日から最大30日延長することがあります。

公開は、文書でお知らせする日時、場所を通知します。

費用については、閲覧、視聴については無料。写し、複製物の交付については実費となります。

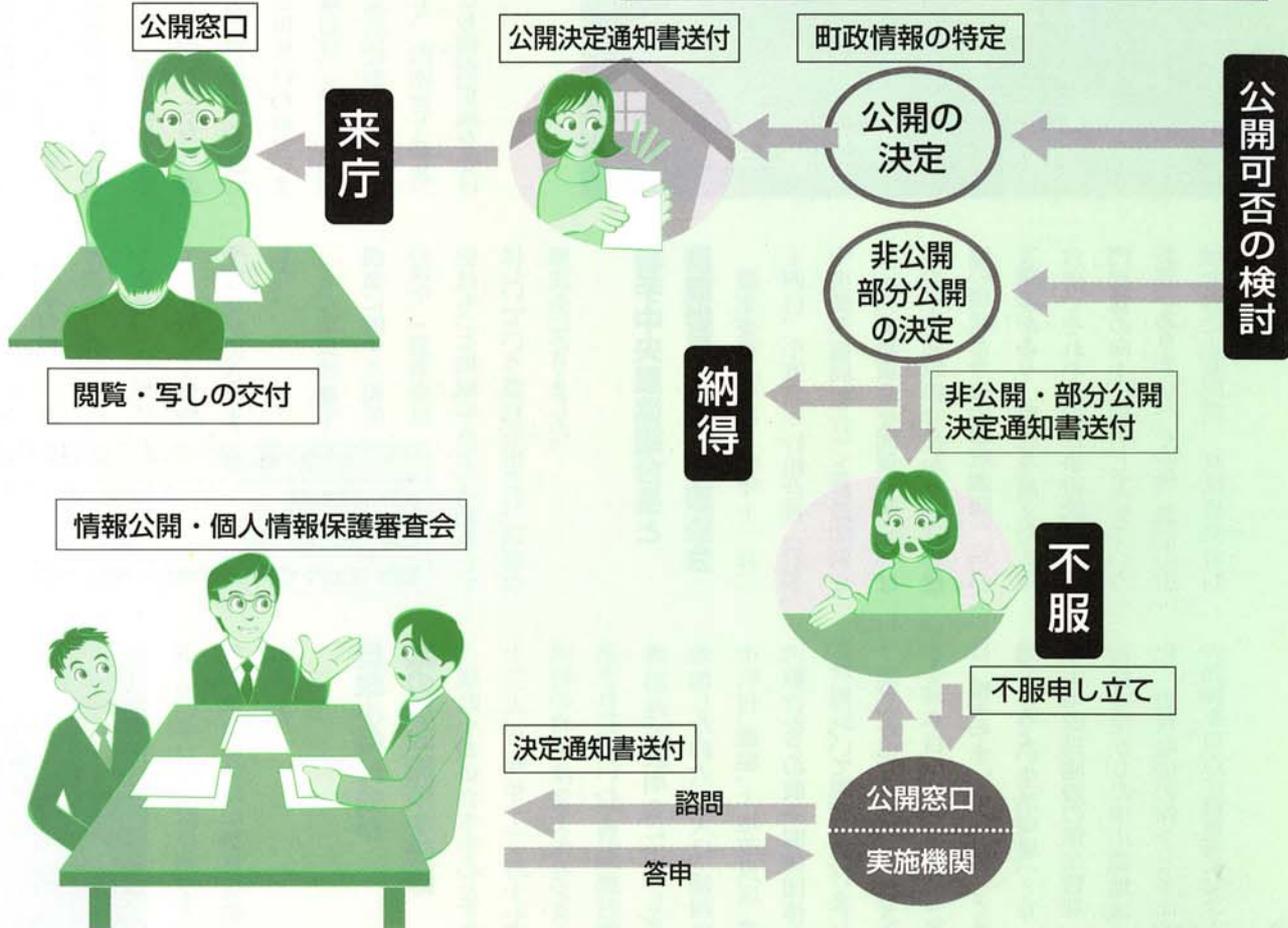
個人情報保護制度

開示の決定と方法、費用

請求書の提出があった日から原則として、閲覧請求などの場合は15日以内に、訂正・中止の請求などについては30日以内に開示などをするかどうか決定をします。

ただし諸事情により、請求があった日から閲覧などの場合最大30日、訂正・中止の請求などについては最大60日、決定を延長することがあります。開示法は文書などに記録されている個人情報については閲覧または写しの交付、コンピュータ内情報は、印字したものの閲覧が写しの交付。

閲覧などは無料ですが、写しの交付の場合は実費となります。



情報公開制度

決定が不服な場合

公開決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、60日以内に実施機関に対して、不服申立てをすることができます。

不服申立てがあったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して不服申立てに対する決定を行います。

不服申立てについての調査審議をするために、第三者機関として「紫波町情報公開・個人情報保護審査会」を設置します。

審査会は、情報公開制度に識見がある弁護士、学者など五人で構成され、不服申立てについての審査を行い、結果を答申します。

個人情報保護制度

決定が不服な場合

開示の決定などに不服があるときは、不服申立てができます。不服申立てがあったときは、「紫波町情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を尊重して不服申立てに対する決定を行います。

◆情報公開・個人情報保護制度に関する問合せは総務課事務改善係
☎672-2111 内線 317 有線 01-8932



農業委員会だより

【問合せ】 農業委員会 ☎672-2111 内線 342 有線 01-8832



農家の意見を拝聴 移動農業委員会開催

昨年十一月七日移動農業委員会を町内三会場で開催しました。これは農業委員会活動に理解を求め、意見や要望を伺うとともに、農家が抱えている問題について相談にお応えしようと毎年行われていました。今回は日曜日に三会場で開催され、農業委員会の仕事や役割についての説明のあと、出席者と懇談。最後に各会場とも個別相談を受け付けました。

懇談の内容は小作料、農業者年金、担い手育成、後継者確保、農地銀行や農地転用についてなど幅広く質問や意見が出されました。

また農政問題や農業に関する提言のほか、「農業委員

会はもつと地域に入った活動をしてほしい」という意見も出され、活発な懇談会になりました。

対象地区	会場	出席者数
水分・志和地区	志和公民館	49人
日詰・古館・赤石地区	赤石公民館	31人
彦部・佐比内・赤沢・長岡地区	彦部公民館	41人

岩手中央農協組合長と 農業委員が活発な懇談会

農業委員会では、昨年十一月二十四日、小笠原一行組合長（岩手中央農業協同組合）と農政問題などについて懇談会を開催しました。はじめに小笠原組合長から「合併農協の現状と今後の農政課題」について講演があり、町村を超えた広域合併でそれぞれの仕事の統一や部門採算の向上に努力しているというお話がありました。その後、農協の広域合併による問題、女性農業者対

策、担い手対策、転作調整や営農改善対策など活発な意見交換が行われました。



農政小委員会が 県の農政施策を研修

農政小委員会を中心とする委員十三人が、昨年十二月十七日、滝沢村の岩手産業文化センターで開催された「新しいわて農業農村整備計画の地方説明会」に出席しました。参加した約六十人は、盛岡地域の市町村、農協、土地改良区、農業共済組合などの農業関係団体から県の計画について説明を受けました。「豊かな田園の創造をめざす」ことを基本目標に制定された計画は、働きやすい生産基盤づくり・快適に住みよい生活環境づくり・農地と土地改良施設の保全管理・地域特性を生かした中山間地域の活性化・農村環境の保全と多面的機能の発揮を重点に推進されます。

農業者年金受給者のみなさんへ

まもなく所得申告の時期です

農業所得の申告は必ず譲受後継者が行うてください。農業経営を後継者に譲って、農業者年金の経営移譲年金を受給している人は、農業の経営主ではありません。受給者が農業所得の申告をすると、経営移譲年金が支給停止になったり、所得税の修正申告が必要となり加算金を納めなければならない場合もあります。特に後継者が町外にお住まいの場合はご注意ください。

また、第三者に移譲している方は、一〇アール未満の自留地でしか所得は発生しません。もし農業を再開した場合は、手続きが必要になりますので、農業委員会へお問い合わせください。

現況届の時期が六月に変更

農業者年金の受給者は例年三月中に現況届を提出していましたが、六月三十日までの提出に変わりました。また市町村長の生存の証明を廃止するなど様式も変わります。現況届の用紙は五月に農業者年金基金から送られます。年金を受けている人は、氏名・住所などを記入し、六月三十日までに農業委員会へ提出してください。例年より遅くなりますのでご注意ください。



例年より遅くなりますのでご注意ください。

報告 農地流動化ステップアップ 運動推進大会に参加して

農業委員 阿部隆雄

県農業会議と県農業構造政策推進会議が主催する、農地流動化ステップアップ運動推進大会が一月二十一日、県民会館で開催され、出席いたしました。

佐藤了秋田県立大学教授の基調講演のあと、農業構造政策の取り組みについて説明を受けました。近年農業従事者の減少や高齢化が進み、農業の維持・発展を図るために、担い手に農地の利用集積が必要であること、また土地利用型作物の団地化、ほ場整備の推進により担い手利用集積促進ができるという話がありました。

大会に参加し、低コスト化水田農業とは、水田の効率的利用を図るため農地の流動化・集積化を図り、担い手を中心としたステップアップ運動を地域ぐるみで推進することが大切だと感じました。

農地は貴重な財産です 遊休農地を活かしましょう

農地は、農業者にとって貴重な財産であるとともに、農業生産の基盤です。国民の食料の生産や国土・環境の維持・保全など、たいへん重要な役割を果たしています。

もし、耕作を放棄したまま放っておくと、
① 迷惑田んぼ、嫌われ畑の発生
雑草が生い茂り病害虫の巣くつになって、隣の田畑を耕作する人がたいへん迷惑します。また農地の団地的利用の妨げにもなります。

② 景観を損なう
荒れた農地はごみ捨て場になりやすく、景観を損ないます。何らかの事情で自分が耕作できなくなったときは、耕作できる人に使ってもらおうようにしましょう。耕作できなくなった人、また反対に経営規模を拡大したい人はお気軽に農業委員会にご相談ください。

保健センターだより

健康に自信がありますか？

「病気になって知る健康のありがたさ」といいますが、みなさんは健康に自信がありますか。健康だと思っている人にも生活習慣病は潜んでいるかもしれません。世界有数の長寿国となった日本ですが、健康的に長生きするための最大の敵は生活習慣病といわれます。生活習慣病は日ごろの習慣を見直し、ちょっと工夫することで予防することができます。

こんな食生活が生活習慣病につながる

- **エネルギー過剰**
間食や夜食、過度な飲酒
- **脂質(油脂)過剰**
おかずが揚げ物や肉食に偏っている
- **塩分過剰**
加工食品や外食中心
- **食品数の不足**
外食やインスタント食品中心
- **野菜不足**
野菜料理が足りない
- **食物繊維不足**
野菜、いも類、海藻、きのこなどが足りない
- **カルシウム不足**
乳製品、小魚などが足りない

■積極的に体を動かしていますか？

運動といっても何か特別なスポーツを行うというのではなく、生活の中で体を動かす習慣を身につけることが大切です。自分の足で移動したり、立ったりする時間や軽く体を動かす時間を見つけるように心がけましょう。

■生活習慣病ってなあに？

がんや脳卒中、心臓病、糖尿病、肝臓病などの病気は、長年の良くない生活習慣が重なって発症します。生活習慣病はある日突然病気になるというものではありません。幼いころ、若いころからの生活習慣の繰り返しが病気になりやすい原因を作っていくのです。

■食生活再点検

食べることは楽しみであると同時に健康な毎日を送るための大きな柱です。知らないうちに生活習慣病につながる食事をしていませんか？ 左表でチェックしてみてください。

■心も体も「休養」で上手に復活していますか？

「一晩寝ても疲れがとれない」という人はいませんか。疲れはあまり過ぎると病気の引き金になります。ぬるめのお湯に30分くらいかけてゆっくり入ったり、質の良い睡眠をとるように心がけ、リラックスできる環境づくりをしましょう。

■タバコ本、疾病のもと

喫煙は動脈硬化を進めたり、血圧の上昇など血管に負担をかけ、様々な病気の発祥原因となるといわれています。また吸っている本人だけでなく、周囲の人たちの健康にも影響を与えます。今からでもニコチン依存から脱出してみましょう。

喫煙者は 非喫煙者に比べ こんなにがんにかかりやすい	口腔がん	2.9倍	胃がん	1.5倍
	喉頭がん	32.5倍	すい臓がん	1.6倍
	食道がん	2.2倍	ぼうこうがん	1.6倍
	肺がん	4.5倍	子宮頸がん (女性)	1.6倍
	肝臓がん	1.5倍		

■守っていますか？週に2日の休肝日

お酒の飲み過ぎが体に良くないことは分かっているが、なかなか飲む機会を減らせない人は右のことを守ってください。

以上のことを心がけるとともに、自分の健康状態をチェックする健診を受けることも大切です。今日から新たな気持ちで健康づくりを始めましょう。



◆問合せ 長寿健康課 ☎672-4522 有線 01-8991

お知らせ

飲酒運転追放の輪を みんなの手で

昨年一年間の飲酒運転検査者の状況は下の表のようになっていす。残念なことに、ほとんどの地区で前年より増加しています。検査状況を分析すると次のような特徴があります。

- 1 町外での検査者が4割
- 2 酔いがまわる深夜が多い
- 3 曜日別では週末の金土、平日では水曜が多い
- 4 女性が2割

二〇〇〇年は飲酒運転ゼロを
目指し、家族、地
域、職場でも未然
防止にご協力をお
願ひします。



平成11年の飲酒運転検査者数

	日誌	古館	水分	志和	赤石	彦部	佐比内	赤沢	長岡	合計
合計	7	12	6	8	12	3	2	3	2	55
前年 数値	4	6	2	11	6	8	2	0	3	42



表示板をトラックに取り付け出発

ますますの効果が期待されます ポイ捨て監視員大活躍

平成十一年四月に施行された「ゴミのポイ捨て禁止条例」、まもなく一年になるうとしています。町では条例の施行を町民はもちろん通過する人たちにも広く知ってもらおうと広告塔を設置しました。幅〇・九メートル、高さ三・七メートルとかなり大きく、青色に黄色で「ポイ捨て禁止条例制定の町」と書かれたものです。国道4号や396号の隣町との境など五カ所に設置され、効果が期待されます。またポイ捨て監視員の工藤陶三郎さん（稲藤）は巡回中の表示板を作成し、車に取り付け監視業務に励んでいます。

効果が期待されます



町職員の給与を お知らせします



町職員の給与は、国、県に準拠して町の条例、規則で定められています。町民の皆さんに一層のご理解をいただくため、「紫波ネット」でもあらためてそのあらましをご紹介します。

1. 人件費の状況

町の平成10年度一般会計歳出決算額による町長など常勤の特別職と一般職の職員に支払われた人件費です。この中には、水道事業などの公営企業の職員に支払われた人件費は含まれません。
(単位:千円)

住民基本台帳人口 (平成10年度末)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率 (B/A)
11.3.31 現在 33,130人	13,327,319	2,172,934	16.3%

2. 職員給与費の状況

平成11年度一般会計当初予算からみた一般行政職の給与費です。
(単位:千円)

職員数 (A)	給与費			1人当たり 給与費(B/A)
	給料	職員手当	計(B)	
271人	1,009,027	673,184	1,682,211	6,207

3. 平均給料と平均年齢の状況(平成11年4月1日現在)

一般行政職と用務員などの技能労務職の平均給料月額(給与と改定前)と平均年齢です。

区分	紫波町		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	309,872円	38.9歳	322,033円	39.7歳
技能労務職	284,176円	39.8歳	286,958円	47.8歳

※参考 11年度の町職員平均改定額 一般行政職 854円/月
技能労務職 775円/月

4. 職員の初任給の状況(平成11年4月1日現在 改定後)

職員の初任給を学歴別に表しています。

区分	紫波町	
	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	163,800円
	高校卒	141,900円
技能労務職	高校卒	137,500円

5. 職員手当の状況

○期末・勤勉手当の状況(平成11年4月1日現在 改定後)

民間企業の賞与に当たるもので、支給割合は国と同じです。

区分	6月末	12月末	3月期	計
期末	1.6月分	1.65月分	0.5月分	3.75月分
勤勉	0.6月分	0.6月分	—	1.2月分

※職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。

○時間外勤務手当(平成10年度・一般会計)(単位:千円)

時間外 勤務手当	年度	支給総額	
		金額	1人当たり支給年額
9年度		130,177	497
		109,925	409
10年度		130,177	497
		109,925	409

○扶養・住居・通勤手当の状況(平成11年4月1日現在 改定後)

区分	内容
扶養手当	配偶者…月額16,000円、その他2人まで…月額5,500円(配偶者が扶養でない場合、1人目に1,000円加算)、3人以上…月額2,000円 ※16歳～22歳の子は5,000円加算
住居手当	月額12,000円を超える家賃支払い者または自己が所有する住宅に住む世帯主の職員に支給
通勤手当	45,000円を限度とし距離に応じて支給

○特殊勤務手当(平成10年度・一般会計)

著しく困難な仕事や不快な仕事に携わる職員に支給するものです。

職員全体に占める手当支給職員の割合	28.4%
支給対象職員の平均支給年額	25,252円
手当の種類	11種類
主な手当の名称	税務手当、児童福祉施設勤務手当など

6. 特別職の報酬等の状況(平成11年4月1日現在 改定後)

区分	報酬など月額	期末手当	
町長	855,000円	6月期	1.6月分
助役	665,000円		
収入役	630,000円	12月期	1.65月分
議長	338,000円	3月期	0.5月分
副議長	275,000円	計	3.75月分
議員	248,000円		

7. 職員数の状況(各年4月1日現在)(単位:人)

区分	職員数		対前年 増減数	11年増減理由
	10年	11年		
議会	3	3		
総務企画	51	51		
税務	18	19	1	介護保険関連業務増
民生	70	73	3	介護保険業務増
衛生	18	16	△2	事務の統廃合
労働	1	1		
農林水産	26	22	△4	国土調査の移管
商工	2	3	1	事務の統廃合
土木	31	29	△2	事務の統廃合
教育	50	51	1	欠員の補充
水道	11	11		
下水道	13	14	1	維持管理業務増
合計	294	293	△1	

8. 定員適正化計画の状況(各年4月1日)

区分	10年	11年
計画職員数(A)	294人	298人
実職員数(B)	294人	293人
差引(B-A)	0人	△5人

まちの話題から

まちで見つけた話題を
写真とともに紹介します



新成人を代表し誓詞を読む細川香織さん

着物姿もあでやかに 若さきらめく新成人

初めてのハッピーマンデーの開催となった成人式は、一月十日、三百七十一人の新成人が出席し総合体育館で行われました。真新しいスーツやあでやかな着物姿で着飾った新成人たちは、やや緊張した面持ちで記念式典に臨みました。藤原町長が「若い力に期待します。全力を尽くし未来を切り開いてほしい」とあいさつ。新成人を代表し、細川香織さん（西長岡）が「大人としての自覚を胸に、自分の言動に責任を持ちたい」と誓いの言葉を述べました。式典後は紫波町民バンドによるお祝いの演奏や記念撮影も行われました。

また懐かしい友との再会に顔を輝かせ話をする姿や、記念写真を撮り合う姿などがあちこちに見られ、会場は大いに盛り上がりました。



喜びあふれる新成人の皆さん

もち米生産日本一をPR 農林水産省前でもちつき

もち米の消費拡大と豊作を願い、一月五日東京・霞が関の農林水産省正面玄関前で、もちつきが行われました。町からは藤原町長や工藤町議会議長、岩手中央農協、生産者、水分めんこいもちセンターの代表など二十二人が参加し、玉沢徳一郎農林水産大臣とともに「もちモチ王国・紫波ひめ隊」のはんでん姿で、もちつきを披露しました。つきたてのものは、その場であんこ、きな粉などに調理され、集まった人たちに振る舞われ、「やわらかく、粘りがあっておいしい」と評判も上々。もちつきは、大いに盛り上がり、もち米生産日本一の町を大々的にPRしました。

都心に突然現れたもちつきに大勢の人が見物



(上) きねを持つ玉沢農相と藤原町長



(左) 玉沢農相自ら正月のおふるまい



児童問題の解決に尽力 藤原さんに感謝状贈呈

地区の民生児童委員と一体になり、児童問題を解決する主任児童委員として五年十一月ご活躍された藤原静子さん(二日町)が十一月三十日付けで退職されました。藤原さんは日詰・古館・赤石の三地区を担当し、児童問題の情報収集や啓発運動、援助、などに協力いただきました。このほど藤原町長から感謝状が贈られました。また藤原さんの後任として横沢裕子さん(桜町)が十二月一日付けで委嘱されました。お気軽にご相談を。(横沢裕子さんの連絡先 住所 桜町字下川原 ☎672・1324)



藤原町長から感謝状を受け取る藤原静子さん

ま
ち
で
み
つ
け
た
こ
ん
な
話
題

130 人の子どもたちの書き初めをはじめ、新春の話題をお届け

第23回小中学生書き初め大会が、1月6日中央公民館で開催されました。大会には町内の児童生徒約130人が参加し、皆真剣な表情で「さくら」や「美しい自然」など、学年ごとの課題に挑戦しました。



町空手道協会(足澤國男会長、会員44人)は、1月9日恒例の寒げいこを行いました。小学生から大人までの会員は、沿道の人の声援を受けながら、総合体育館から日詰商店街、志賀理和気神社を回る一周4.5キロのコースを元気に完走しました。



交通指導隊の初点検が、1月7日ナックス駐車場で行われました。深澤剛隊長をはじめとする26人は、隊列を組み、装備などを点検。藤原町長は「一年間事故の無い町を目指し、交通安全のため努力してほしい」と訓辞を述べました。



国指定重要無形民俗文化財の山屋田植踊りの踊り初めが1月16日、山屋公民館で行われました。今年は新たに三人の中学生が加わり練習を重ねたという早乙女の笠振りは、色鮮やかな衣装で若さあふれる踊りを披露。集まった人々を魅了しました。



町消防団の出初め式が、1月9日行われ、団員や婦人消防協力隊の隊員、紫波消防署の署員で構成された総勢約280人は、消防車両など20台とともに見事な分列行進を披露しました。参加した人々は災害のない町づくりへの決意を新たにしました。

情報掲示板



ベビーシート無料レンタル チャイルドシート購入補助金

【連絡先】生活環境課・消防安全係

☎672-2111 (153・154) 有線 01-8901

4月1日の道路交通法改定により、チャイルドシート着用が義務づけられます。

町では乳幼児をもつ家庭への支援と安全への配慮からにべ

ビーシートの無料レンタルとチャイルドシートの購入補助金事業を2月1日から開始しました。子どもたちの安全を守るため、積極的にご利用下さい。

ベビーシートレンタル事業	◆ 手続き窓口 ◆	生活環境課 (平日 8:30 ~ 17:00)
	◆ 対象者 ◆	町に居住する乳児の保護者 乳児1人につき1回限り
	◆ レンタル台数 ◆	100台 (申し込み先着順)
	◆ レンタル期間 ◆	9ヵ月以内
	◆ 手続きに必要なもの ◆	母子手帳、印鑑
	◆ その他 ◆	手続きは出生後 返却時にはクリーニングが条件

チャイルドシート購入補助金事業	◆ 手続き窓口 ◆	生活環境課 (平日 8:30 ~ 17:00)
	◆ 対象者 ◆	町に居住する6歳未満の 幼児の保護者
	◆ 交付の制限 ◆	1月1日以降に購入したものに交付 幼児1人につき1回限り
	◆ 助成金額 ◆	5,000円(10,000円以上の物に限る)
	◆ 交付方法 ◆	口座振込 (郵便局を除く)
	◆ 手続きに必要なもの ◆	購入時の領収書、印鑑、 振込口座の通帳、保険証

第1回



皆さんの声をまちづくりに反映 【町民ワークショップ】開催

千葉 勝さん(株式会社三菱総合研究所主任研究員)講演

「主婦の目から見たまちづくり」

今、町では平成13年度から10年間の長期計画(紫波町総合計画)の策定を行っています。まちづくりの主要なテーマ環境や福祉などについて、町民の皆さまの声を広く反映させるため、数回にわたり「ワークショップ」を開催することになりました。

皆さんのご参加をお待ちしてま〜す



「ワークショップ」とは立場や年齢など異なる人たちが、様々な意見や感想、考え方などを持ち寄り、互いの意見を尊重しながら諸課題の解決や計画づくりを効率よくまとめていく方法です。住民や行政、専門家などが一堂に会して、まちづくりの目標を検討するものです。

町では第1回「町民ワークショップ」を次のとおり開催いたします。ぜひ、お気軽に参加ください。

日時:2月16日(水) 午後1時30分

場所:紫波勤労者総合スポーツ施設(サン・ビレッジ紫波)

内容:ワークショップの開催に併せて日本を代表するシンクタンク、株式会社三菱総合研究所主任研究員千葉勝さんによる講演が行われます。

演題:「主婦の目から見たまちづくり」

◆ワークショップの各パネルのコーディネーター◆

千葉 勝さん (株)三菱総合研究所主任研究員

久木田禎一さん (株)邑計画

田中 修さん (株)邑計画

問合せ:企画課 ☎672-2111 内線 322・324

有線 01-8891

善意の窓

◆紫波ライオンズクラブ(L・深澤剛会長)はクリスマスチャリティー家族会の収益金131,139円を町(社会福祉事業基金)へ(右上写真)



◆東友会(諸岡俊雄会長)は280,000円を町(社会福祉事業基金)へ(右下写真)



◆岡野昇一さん(東京都板橋区)はレコードカートリッジ1個を野村胡堂・あらえびす記念館へ

◆和光信也さん(茨城県つくば市)はレコードカートリッジ1個を野村胡堂・あらえびす記念館へ

◆除野信道さん(東京都世田谷区)はSPレコード39枚を野村胡堂・あらえびす記念館へ

◆赤石地区開発協議会(長谷川哲吾代表)は児童用図書217冊(500,000円相当)を町立赤石小学校へ

「子どもの家」入所案内

町内3カ所のこどもの家では平成12年度の入所者を次のように募集しています。

◆対象児童：町内の小学校に通学し、下校時に家人が共働きなどで留守家庭の児童

◆施設と定員

名称	住所	定員
日詰こどもの家	日詰西1丁目2-9	40人
古館こどもの家	高水寺字土手65	40人
赤石こどもの家	北日詰字八反田55-6	40人

定員オーバーの場合は、低学年児童を優先して使用許可することがあります。

◆開所時間：【月曜～金曜 午後1:00～6:00】【第1、第3土曜 午後1:00～6:00】【第2、第4土曜 午前8:30～午後6:00】

◆利用料 1人月額 2,100円(おやつ代別)

◆申し込み方法及び期間：各こどもの家が生活環境課福祉係に備え付けの申請書に必要事項を記入して提出してください。(引き続き利用する場合も申請が必要)

◆受付期間：2月25日(金)まで

【問合せ先】生活環境課福祉係 ☎672-2111
内線 157 有線 01-8921



家庭で焼きたてパンを! NHK 盛岡文化センター講座 焼きたてパン in 紫波

■講師 小野寺恵 洋菓子教室師範

■日時 4月～6月の毎月2回

第3・4月曜日 10:30～12:30

■会場 ラ・フランス温泉館
交流プラザ紫波

■受講料 会員 15,000円(6回・材料費含)
一般 15,400円

■定員 15人(6種類のパンを作ります)

■問合せ・申込

NHK盛岡文化センター ☎622-6611



【住宅金融公庫からのお知らせ】

住宅金融公庫の住宅ローンをご返済中で、最近の不況に伴う失業や収入の減少などで返済にお困りの方に対しては、次のような返済方法の変更を実施しています。

1. 返済期間の延長(最長10年)
2. 元金据置期間の設定(最長3年)
3. 元金据置期間中の金利引下げ

お取扱い期間は、平成13年3月末までです。

詳しくは、住宅金融公庫東北支店(☎022-227-5003)またはご返済中の金融機関の相談コーナーまで。

一人で悩まないで!

教育委員会で電子メールの教育相談受付



町教育委員会では、電子メールによる教育相談の受付を始めました。悩みを持つ父兄や子どもたちからの相談を受け付けます。相談にのってくれるのは佐藤敏夫先生です。電子メールは直接佐藤相談員に届きますので秘密は厳守されます。また、従来から設置している町教育委員会の「教育ふれあい電話」と県教育委員会の「ふれあい電話相談24」もあわせてご利用ください。

教育相談電子メール	siwa0009@isop.ne.jp.
紫波町教育委員会	http://www.rnac.ne.jp/~siwakyoj/
「教育ふれあい電話」	☎672-4600 (月～金 8:30～17:00 FAX 兼用)
「ふれあい相談 24」	相談員による受付 ☎625-3715(月～金 9:00～17:00) ☎604-2001(月～金 17:00～21:00)
	留守番電話による受付 ☎604-2001(月～金 21:00～翌日9:00)
	FAXによる受付 ☎604-2002(土・日・祝日 24時間)

+ 献血ありがとう +

1月5日【成分献血】

紫波町役場 23人

1月16日【全血献血】 200ml 400ml

長岡公民館 8人 26人

盛岡南ショッピングセンター NACS 13人 31人

(長岡地区消防団員の皆さんありがとうございます)

1月21日【全血献血】

紫波町役場 3人 9人

(株)イワテブリミート 6人 6人

山王海土地改良区 4人 6人

(この日49人中15人不適、健康には十分ご注意ください)

3月1日から定期借家制度が施行

期間満了で更新なく終了する
賃貸借契約の締結が可能に

従来の借家契約に加え、「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法」が昨年12月15日に公布され、新たに「定期借家契約」が結べるようになりました。

定期借家契約とは、期間の満了時に更新なく契約が確定的に終了する新しい賃貸借契約です（従来の借家契約は正当な家主から更新を拒絶することはできませんでした）。

この契約を結ぶ場合には、必ず契約書を作成する必要があるほか、別書面での説明や終了の際の通知が義務づけられています。この借地借家法の一部改正は3月1日に施行されます。

◆問合せ 県建築住宅課住宅企画係
☎651-3111 内線 5934

介護保険説明会が開かれます

4月から開始となる介護保険制度について、全町民を対象に説明会を開きます。（問合せ 長寿健康課 ☎672-4522 有線 01-8974）

日程(開催地区)

開催日	時間	午前 10:00 ~ 11:30	午後 1:30 ~ 3:00
3月1日(水)		赤沢地区(地区公民館)	彦部地区(地区公民館) 日詰地区(中央公民館)
2日(木)		志和地区(志和生活会館)	古館地区(地区公民館) 佐比内地区(地区公民館)
3日(金)		水分地区(地区公民館)	赤石地区(地区公民館) 長岡地区(地区公民館)
5日(日)		全町(保健センター)	

国民年金コーナー

Q 私は59歳の主婦です。国民年金を60歳で受けたいのですが、何か不利な点があったら教えてください。(Mさん・女性)

老齢基金年金を繰り上げて請求される場合は十分注意を

A 老齢基礎年金は本来65歳から受けることを基本としていますが、60歳から64歳までの間に繰り上げて年金を受けとることができます。この場合は、請求月の翌月から年金を受けとることができます。

ただし、65歳の請求と違い下記の点に注意をしなければなりません。

① 最高60歳で42%～64歳で11%の減額率で支給され、また、一生この減額率は変わりません。

② 請求をした後で障害の状態になられても障害基礎年金は原則として受けられません。

③ 夫の死亡による寡婦年金は受けられません。

④ 配偶者の死亡による遺族厚生年金は、65歳になるまでどちらか一方の支給となります。

⑤ 就職して、厚生年金等に加入されますと年金は支給停止となります。

⑥ 老齢厚生年金や退職共済年金は、65歳まで支給停止となります。

このように老齢基礎年金を繰り上げて請求されますと、早く年金を受けとることができる反面、不利益もありますので十分ご検討のうえ請求を行って下さい。

◆問合せ 町民課年金係 ☎672-2111 内線 146、147
有線 01-8900

介護と医療

町の医療費は年々増え続けていますが、その中でも70歳以上（ねたきりなどの人は65歳以上）の人が加入している老人保健の医療費は、平成10年度で30億3,295万円にものほり、1人当たりになると約72万円になります。

本人が病院の窓口で払う一部負担金は老人医療費全体の6%で、あとは国保や健康保険からの拠出金（全体の約7割）と公費（全体の約3割）によって支えられています。国保の拠出金には国民健康保険税、健康保険の拠出金には掛け金の一部がそれぞれあてられています。以上のことから老人保健は多くの人々の協

力で支えられており、全体の医療費が増えるとみんなの負担も増えていくことになります。

お年寄りの病気は慢性のものが多く、治療が長引いたり医者を次々と変えてみたりというケースが多いようです。そのためにも医療費が高くなる傾向にあります。

高齢化社会の進展により避けられない医療費の増加ですが、負担の増加を防いでいくためには病気にならないための予防が大切です。生活習慣を正しくするとともに、医療費に関心を持って健康づくりをしていくことが望まれます。そうした一人ひとりの心がけが大切な医療費の節減へとつながっていくのです。

◆問合せ 町民課国保係 ☎672-2111 内線 148・149
有線 01-8900



俳句(吉田一路選)

秀逸 白鳥や奥羽山脈日に映えて
白鳥の静ひもあり唄でかむ
(佐比内)高橋 順子
評 前句は白く輝く白鳥と山々、冬晴れの里の全景が浮かび、後句は生態を活写。
佳作 白鳥よようこそ長之助の地に
(平)沢 藤尾 艶子
佳作 白鳥の胸を反らして舞踏会
(上平沢)斎藤 静子
入選 白鳥の発ちて墨絵の湖となる
(赤)沢 吉田 耕人
入選 首曲げて恋を語りぬスワンかな
(上平沢)城戸美江子
入選 白鳥の長首伸ばし餌を捕る
(犬)淵 一戸 一秀
入選 白鳥のまわり忙しく小鴨かな
(東長岡)稲垣 恵香
入選 伊豆沼の白鳥茶屋や客混んで
(南伝法寺)熊谷やえの
入選 追ひつきて白鳥の群整ひぬ
(土)館 畠山 敦子
入選 白鳥のしきり羽ばたく胸の張り
(犬吠森)小野寺礼子
入選 白鳥に乗つてとんでる夢をみた
(片寄小五年)畠山 知代

ができた幸を感じての素直な歌。声調がいい。
秀逸 若水をすべての料理につぎゆきて
二千年初の朝食整ふ
(大)巻)阿部 和子
評 元日の早朝に汲んだ水を料理に入れて作り、二千年はじめての朝食を整えたという新年の漂とした空気が伝わってくる歌。
佳作 雪のなき小寒の今日あたたかく
畑に沁むとひと日雨降る
(二日町)下越田シヅ子
佳作 淋しさを忘れんとして本を読む
わが老残の冬の日
(中)島)山崎 将美
佳作 雪空の日は続きあつとつと居
りしが今朝は晴てようふ
(北日詰)佐々木たまお

川柳(熊谷岳朗選)

特選 厳しきの中に詰まった親の恩
後からはかり思うもの。
(星)山半田 浩美
秀逸 北の冬きつく結んだ頬かむり
(佐比内)高橋はじめ
秀逸 トライする度に厳しきさまと
う
(日)詰)森田 嗣子
秀逸 厳しきの記憶の中に父が棲む
(片)寄)畠山ヤイコ
佳作 二〇〇〇年生死きびしい別れ道
(大)巻)八重嶋栄三郎
佳作 君のせい目つき厳しくなつたのは
(北日詰)姉川 柳子
佳作 厳しきの生存競争抜けて酒
(南伝法寺)細川 清一
佳作 厳しくも大目標がハネになり
(岩槻市)盛田 桂治
佳作 早飯で厳しく生きるのれん内
(紫波町ふるさと会)
(日)詰)畠山 重子
佳作 農守の掟厳しく田が荒れる
(上平沢)生内 愛子
佳作 凍大根厳しい寒さ待つてます
(南伝法寺)高橋 スミ

短歌(菅原照子選)

特選 わが残年いかほどあらん健やかに
正月の餅今年も搗きたり
(大)巻)八重嶋アイ子
評 自分に残されている年ほどの位あるだろうか。今年も健やかに正月の餅を搗くこと

あなたの作品をお寄せ下さい。毎月20日までにハガキで役場広報まで。

慶弔コーナー

平成十二年一月一日から三十一日までの受け付けから、町に住所のある人を届け出の順に掲載しています。

お誕生 おめでと

氏名	(住所)	届出人
野崎 百花	(日)詰)	匡
北條 杏梨	(片)寄)	浩幸
石川 翔太	(中)島)	秀樹
佐々木 瑛	(日)詰)	利明
西田千美由	(佐比内)	勝矢
伊藤 音々	(平)沢)	学
須川 皓輝	(下松本)	鋭一
内村 唯奈	(紫)野)	寿博
八重樫 麗	(二日町)	一利

お結婚 おめでと

氏名	(住所)	父母
加藤 悠希	(高水寺)	裕一
阿部 葉奈	(日)詰)	浩巳
岩花 守倫	(二日町)	敬
佐々木紫乃	(中)島)	克浩
藤原 利帆	(北)沢)	伸幸
藤原 佑帆	(北)沢)	伸幸
久保友里花	(高水寺)	善宏
堀内 蒼	(二日町)	大
佐々木華奈	(北日詰)	忍
館川 樹	(桜)町)	繁
小川 静羅	(日)詰)	一也

おくやみ 申上げます

氏名	(住所)	届出人
高橋カノエ	(桜)町)	博
阿部 澄	(犬吠森)	博文
菊池 サタ	(南伝法寺)	文良
猪股 和夫	(中)島)	恵子
及川 診	(桜)町)	道明
中館テイ子	(佐比内)	重雄
浅沼萬太郎	(東長岡)	実
高橋 利藏	(日)詰)	稔
村上 園	(平)沢)	秀三
畠山 正二	(日)詰)	幸夫
倉 庄司	(北日詰)	京子
青山 登	(上平沢)	哲夫
大平 博	(西長岡)	セイ
阿部 成子	(土)館)	秀雄
古澤 規子	(北)田)	正雄
浅沼トミノ	(上平沢)	秀次
菅川 ノブ	(吉)水)	浩志
中村甚一郎	(佐比内)	鷹木一則
長谷川マキ	(桜)町)	昌人
熊谷 正雄	(上平沢)	忠士
多田 三郎	(佐比内)	由美子
多田 口子	(佐比内)	信六

人口の動き

◆平成12年1月31日現在(前月比)◆

人口	33,587人	(+141人)
男	16,133人	(+66人)
女	17,454人	(+75人)
世帯	9,410世帯	(+43世帯)

●1年前は(今年との差:増分)

人口	33,002人	(585人)
男	15,893人	(240人)
女	17,109人	(345人)
世帯	9,128世帯	(282世帯)

氏名	(住所)	父母
細川 浩	(西長岡)	勝夫
池田史津子	(赤)沢)	毅
葛西 孝紀	(平)沢)	國雄
高橋 真弓	(平)沢)	久男
久保田恵治	(二日町)	好久
佐々木益子	(石鳥谷町)	登
伊藤 勝治	(石鳥谷町)	義雄
鷹野 哲子	(土)館)	良一
酒井伸一郎	(北日詰)	昭次
武田 美穂	(石鳥谷町)	正之

町指定文化財・武田家の前にて 暖かい冬について思う

例年なら積もった雪が降りつき、足下を危うくする時期なのに、今年は何くとも雪が少ない。毎夜天気予報を気にして、明日は雪か、水道管は大丈夫かなどと心配しているのが当たり前の季節なのに一体どうしたのだろうか。

実は今回の武田家も雪景色の中で、風情ある姿をご紹介するはずだった。二百三十年以上も前に建設された広さ百人半の豪壯な曲がり家である。太い柱に支えられ雪中にたたずんでいるその姿を思い描くと、まさに絵画的な美しさではないか——そんな銭債かなもろむは見事にはずれた。

しかし、武田家の前に立つと分かる。そうした過剰な演出などははいらないのだということが、春の陽を思わせる光はこの現役でがんばっている曲がり屋にも、愚かなわが身にも平等に降り注いでくれる。

春よ来い 早く来い——だれにも見とがめられないことをいいことに、調子はすれの歌声を野に響かせた。

二十一世紀のための 新・紫波風土記



町長メッセージ

紫波町のもちつき大活躍

年明けまでもない一月五日、もち米の消費拡大を願うもちつきを、東京・霞が関にある農林水産省正面玄関前で行いました。新聞などでご覧になった人も多いと思いますが、当日は玉澤農林水産大臣、同政務次官、食糧庁長官にもご出席いただき、一緒にもちをつきました。紫波の特産「ヒメノモチ」二〇キロを二台の臼でつく豪快なもちつきに、通行人や農水省職員の間で感動の音が聞かれました。その場で調理し振る舞われたつきたもちちは、「うん、おいしい」と大好評。また一行が首相官邸につきたてもちを届けたところ、それをいただいた小淵総理大臣からお礼の電話を頂くなど、今回の企画はもち米の消費拡大と紫波町のイメージアップに大いに貢献できたと感じています。

また昨年十月、練馬区光が丘郵便局で行われた観光物産展「ヤッホーいわてフェア」も好評で、その後直接取り寄せ希望の手紙や問い合わせの電話をいただいていると聞いています。これは生産地から直接、より新鮮で安全な食べ物を手に入れたいという消費者の心理の表れだと思います。

当町はもち米生産日本一で、作付面積も二〇〇ヘクタールに及んでいますが、今年からはもち米も生産調整しなければならず、厳しい状況にあります。生産日本一というだけではなく、今後は加工のあり方などを探り、付加価値の向上と生産地としてのイメージの定着に努めてまいります。

(藤原 孝)

編集後記

◆ 1月の平均気温は盛岡で氷点下0.3度だったとか…。確かに雪も少なく穏やかな冬だったように思います。あぜ道にはふきのとうも顔を出し、春がもうそこまで来ていると感じます。今年の目標はいろいろありますが、せめて春までには書類や写真を整理し、気持ちよく新年度を迎えたいと思っています。(佐藤)

【皆さんからのご意見・情報をお待ちしています】情報は原則としてファックスか郵送でお願いします。
〒028-3390 岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏23-1 ☎ / 672-2311 紫波町「紫波ネット」情報係まで
紫波町ホームページアドレス <http://www.town.shiwa.iwate.jp>